

ADAMS連携システムⅡ運用支援業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、現在運用中のADAMS連携システムⅡを円滑に運用していくために必要な運用支援を行うことを目的とする。

2 業務の内容

本業務は、既存システムの日々の円滑な運用維持に必要な支援を対象とする。

なお、支援の対象は、常に最新のシステムとし、プログラムの機能追加・修正等を別途契約により行った場合においても、当該業務の履行後は、その部分も含めた最新のシステムを対象とする。

(1) 次の支援を行うものとする。

① 操作等支援

ア 各種問合せ（機能、操作、エラー等）対応

必要に応じ、簡易なマニュアル等を作成する。

イ 年度切り替え処理支援

ウ 各種トラブル対応

エ 円滑な運用を維持するための軽微な修正・設定等

必要に応じ、当該修正等を行った部分に係る設計ドキュメント・操作説明書（各2部）、最新版（全体差替版）の「実行用プログラム・ソースプログラム・設計ドキュメント・操作説明書」を収めたメディア（CD）1式を提出する。

② 本システムの環境管理等に関する支援

ア サーバー及びクライアントの環境管理等に関する支援（業務システム関連ソフトウェア・データベースの設定・調整、ユーザー管理、各種関連ソフトウェアインストール作業支援等）

イ ネットワーク関係支援・相談

ウ 使用ハードウェア・ソフトウェアに係る各種相談

エ 障害対応（調査・対応、切り分け等）

オ セキュリティ関係支援・相談

③ その他

円滑な運用維持を目的として、担当者が指示する支援作業

(2) 明らかにハードウェアが原因で発生した障害については、障害の切り分けの他、復旧に必要な助言・提案を行うものとする。

(3) 瑕疵担保内無償対応案件等、他契約に基づき履行されるべきものや通例として無償で応じるべきもの（請負業者において通常無償で対応しているサービス、瑕疵担保内無償対応案件に該当するかの確認、見積書作成等）については、本契約の対象外とする。

3 支援方法

(1) 上記に掲げる業務の対応方法については、電話・FAX・メール等の通信手段によるものの他、担当者の指示により、必要に応じて訪問により対応するものとする。

(2) 対応日時については、以下のとおりとするが、緊急の場合には、請負業者と協議し対応するものとする。

対応日：行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除く日

時 間：請負業者と協議して定めることとする。

(3) 運用支援体制及び連絡先等がわかる資料をあらかじめ提出する。

4 作業報告

(1) 訪問対応（障害かどうかの現象調査を除く。）を行った場合は、作業報告書を提出するものとし、様式については、原則として通常受注者において使用しているもので可とするが、事前に報告書の様式を示し、許可を得ること（様式の内容によっては、追加記載事項を指示する場合がある。）。

(2) 毎月、作業実績一覧表を翌月5日までに担当者に提出する。当該一覧表には、電話・FAX・メール・訪問等の対応方法の別を問わず、対応した作業全てを記載するものとし、様式は任意の様式とする。ただし、実績がない月については、当該一覧表の提出は要しないものとする。

5 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

6 履行場所

農林水産省生産局

7 情報セキュリティに係る事項の遵守等

(1) 本業務の遂行にあたっては、担当者から「農林水産省情報セキュリティの確保に関する規則」（平成15年6月26日農林水産省訓令第11号）の説明を受け、定められている事項について遵守すること。

(2) 本業務の受注により知り得た事実については、契約期間はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

8 その他

本業務において、疑義が生じた場合は、速やかに担当者と協議する。